

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人増田弘の上告趣意第一点中には、違憲をいう点もあるが、その実質はすべて単なる法令違反の主張であり、同第二点のうち判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく（同判例は昭和二五年（れ）第一三三五号昭和二六年五月一一日第二小法廷判決、刑集五巻六号一一〇二頁により変更されている。なお、昭和二七年（あ）第一三四二号昭和二八年一一月一三日第二小法廷判決、刑集七巻一一号二〇九六頁参照。）、その余は、単なる法令違反の主張であり、同第三点は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、弁護人浅野義治、同荻山虎雄連名の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和四六年一〇月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一